

平成 28 年度 富山県固定資産評価審議会 議事概要

- 1 日 時 平成 29 年 2 月 24 日 (金) 10:00~11:30
2 場 所 富山県民会館 509 会議室
3 出席委員 中村委員、原委員、柳原委員、酒井委員、土開委員、干野委員、
廣瀬委員、奥村委員、吉澤委員、
山崎委員 (代理: 石黒 富山県経営管理部次長)

(10 名出席)

<事務局 (県経営管理部市町村支援課) >

竹内課長、楠係長、吉岡主事、田中主事

4 概 要

(1) 挨拶

(2) 議 題

平成 29 年度の土地 (宅地、田、畑及び山林) の総評価見込額及び提示平均価額 (案) について

(事務局より説明)

(3) 審議結果

原案どおり了承された。

<委員からの主な意見、質疑応答>

【下落修正を実施する基準について】

標準地の鑑定価額が下がっていても下落修正を行わない団体があるが、その基準は市町村で決めることができるのか。また、市町村によって基準が異なる場合、均衡がとれるのか。

→据置年度の下落修正は、地方税法附則で『固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合』において下落修正を実施すると規定されている。『著しく均衡を失する』状況について一律の基準はなく、まずは市町村が判断することになる。明らかに地価が上がっているのに下落している場合や他の市町村、公的調査と比較して異常な動きをしている場合でなければ不均衡は生じていないと考えられる。

【提示平均価額 (案) の下落について】

下落修正を行っていないにもかかわらず、提示平均価額 (案) が下落している団体があるが、その理由は何か。

→田等から宅地に地目変換された土地が平成 28 年度の提示平均価額よりも㎡単価が低い土地であったため、提示平均価額 (案) が下がったもの。

以上